

# 社会福祉法人あそか会 指定介護老人福祉施設

## 「あそか のぞみの郷」 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あそか会が老人福祉法第15条第4項の規定に基づく施設の認可を受け、介護保険法第86条第1項の規定に基づく指定を受けたあそか のぞみの郷(以下「施設」という)の運営について必要な事項を定め、「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」の順守を通じて、適正かつ効果的な施設運営及び入所者に対する適正なサービスを提供することを目的とする。

### (運営方針)

第2条 施設は、居宅生活への復帰を念頭において、利用者一人ひとりの能力に応じて、できるかぎり自立した生活を営むことが出来るようにするとともに、利用者の安全を図り、日常生活が快適でその人らしく送れるようなケアを提供する。

### (施設の名称及び併設施設)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 あそか のぞみの郷

所在地 東京都荒川区西尾久1-1-12

当該事業の実施にあたっては、法の定めるところにより、併設施設である指定短期入所生活介護事業所との一体的な運営を行うものとし、人員に関する基準は当該事業及び指定短期入所生活介護事業所の基準の合算により定めるものとし、当該事業における適切なサービスの提供に努めるものとする。

### (職員)

第4条 施設は、法に示された所定の職員を配置するものとする。

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| (1) 施設長     | 1名以上                    |
| (2) 医師      | 1名以上(非常勤)               |
| (3) 生活相談員   | 1名以上(兼務有)               |
| (4) 介護職員    | 19名以上(看護職員と合わせて常勤換算3:1) |
| (5) 看護職員    | 3名以上(兼務有)               |
| (6) 栄養士     | 1名以上                    |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名以上                    |
| (8) 介護支援専門員 | 1名以上(兼務有)               |

2. 施設は、前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

## (職務)

第5条 職員は、施設の事業目的を達成するために必要な次の職務を行う。

- (1) 施設長は、理事長の命をうけ、施設の業務を統括する。  
施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、利用者の診察、健康・食事管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 生活相談員は、利用者の施設での生活に係わる相談、関係各機関との連絡調整、他職種と連携して利用者のケアにあたり、また利用者もしくは家族の同意のもとに、必要に応じて行政機関に対する手続き、入退所・入退院等に係わる手続きの代行を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、住環境の整備に従事するとともに施設サービス計画の作成にかかわる。
- (5) 看護職員は、利用者の診療の援助及び看護、保健衛生管理に従事する。
- (6) 栄養士は、利用者の栄養状態等を把握し、献立作成、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等給食業務全般と利用者の栄養ケアマネジメントを行う。
- (7) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能を保持・改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成及びサービスの実施について統括する。

## (定員)

第6条 施設の入所定員は64名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。

## (施設サービス計画の作成と提供)

第7条 施設は、利用者に対してサービスの内容等を記載した施設サービス計画を介護支援専門員が統括するケアプラン会議により原案を作成し、介護支援専門員が利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとする。

2. 施設は、6か月に1回、もしくは利用者の状態の変化や利用者及びその家族等の要請に応じて施設サービス計画の見直しを行い、必要があれば施設サービス計画を変更するものとする。変更に関しては、利用者と十分話し合いを行い、必要に応じて家族に連絡・相談するものとする。

## (サービスの提供)

第8条 施設は、以下のサービスにおいて、施設サービス計画による個別のプランに応じたサービスを提供するものとし、必要に応じて、利用者又はその家族に説明するものとする。

### (1) 入浴

入浴は基本的に1週間に2回以上とする。

利用者の身体状況に応じて入浴の見合わせ、又は回数を減らす、時間を制限するなど、安全な入浴サービスの提供に努めるとともに、入浴できない場合はそれにかわる清拭等を行う。

### (2) 排泄

利用者の排泄にあたっては、心身の状況に応じて、快適でプライバシーを尊重した適切な方法で排泄ケアを行う。

(3) 離床・着替え・整容等

離床は、利用者一人ひとりの体調に見合った方法で行い、着替え、整容等については個々の希望や好みにそったものを提供する。

(4) 食事

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況や嗜好を考慮したものとし、常に利用者が安全に食事を摂取できるよう配慮するものとする。

食事の取り置き又は、変更については前もって連絡を受け対応するものとする。

(5) 健康管理

医師又は看護師は、利用者の健康状態を把握し、慢性疾患の管理、疾病の予防、早期発見のため、適切な措置を講ずることとし、必要に応じて記録を保存する。

口腔衛生の管理として、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導に基づき、入所者の状態に応じた口腔衛生管理を行う。

(6) 機能訓練

利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むうえで必要な機能の維持や回復に努めるための訓練を行うこととする。

(7) 趣味活動等

施設は、利用者の希望に即した趣味活動を行うものとする。

(8) 相談等

施設は、常に利用者の心身の状況、その利用者の置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者やその家族に対して、適切に相談に応じるとともに、必要な助言や情報提供を行うものとする。

(9) 手続きの代行

利用者が日常生活を営むために必要な行政機関等に係わる手続きについて、利用者及びその家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことが出来る。

(その他のサービスの提供)

第9条 施設は、利用者又はその家族の合意に基づき以下のサービスを提供するものとする。

(1) 利用者が選定する特別な食事の提供

(2) 利用者に対する理美容サービス

(3) 別に定めるところに従って行う利用者からの預り金の管理

(4) 利用者が選定するレクリエーション及び行事、個別サービス

(5) 施設が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいは、レクリエーション及び行事等。

(利用料)

第10条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別に定めるサービスにかかる費用の負担割合分と居住費、食費、及び日常生活等に要する利用料の合

計額とする。

2. 利用者が特例施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
3. 利用料は暦月によって、月額利用料を翌月末日までに毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って1か月に満たない期間利用した場合の利用料等は日割計算によって計算するものとする。ただし、1ヶ月を30日とみなすものとする。
4. 利用者は、月額利用料を別に定める預り金取扱要綱に基づき、利用者が指定する預金口座による引落とし又は、金融機関よりの振り込み、あるいは施設の窓口での現金払いなどいずれかの方法により支払うものとし、その方法は利用時に施設長と利用者又は、その家族により決定するものとする。

(日課の尊重)

第11条 利用者の日常生活については、利用者個々の心身の状況及び意思を尊重するものとし、利用者の健康と生活の安定を目的として施設が定める日課について、利用者の理解を得て実施するものとする。

(協力医療機関等)

第12条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

一 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

6 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(面会)

第 13 条 利用者の施設内での家族等の面会は、概ね午前 9 時より午後 8 時までの間において自由としこれ以外の時間にあつては受け付けに申し出るものとする。面会を希望する場合は、受付で所定の面会簿に必要事項を記載し、届け出るものとする。

(故意または過失)

第 14 条 利用者は、施設の設定について、故意または重大な過失により紛失、破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復すか、または相当の代価を支払うものとする。

2. 利用者が、他の利用者に恐怖や危害を与えたりした場合、その状況により退所を求めることもある。

(受診)

第 15 条 施設の医療には限界があり、施設で対応できない病状の悪化が見られたり、今後悪化が見込まれるとき、外部の医療機関を受診する場合がある。

(入院)

第 16 条 利用者が施設内での生活の継続に不適切な病状が続くときは、利用者及びその家族の了解を得て入院となる場合がある。

- 2 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。
- 3 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(入院期間の取扱い)

第 17 条 入院する必要が生じた場合、入院後おおむね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにする。但し、入院期間中については、短期入所生活介護のベッドとして使用することができるものとする。

(健康維持)

第 18 条 施設は利用者の健康について常に留意し、利用者の健康状態の把握のため、年 1 回以上の健康診断を行うものとする。

(衛生管理等)

第 19 条 施設は施設と利用者の衛生保持を目的に、次の各項の実施に努めるとともに、衛生管理者及び産業医を配置し、安全衛生委員会を設置する。

- (1) 職員及び利用者への衛生知識の普及及び指導
- (2) 適時適切な清掃及び消毒。

(3) 日常における整理・整頓。

2. 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(災害対策及び設備保守)

第20条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2. 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等を立て、職員及び利用者が参加する訓練を定期的実施するものとする。

3. 施設は、事業の適切な運営のため、施設設備及び品等について適切な保守を行うものとする。

(身体拘束等)

第21条 施設及び施設職員は、利用者の身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。但し、利用者又は他の利用者の生命又は身体の安全を確保するためやむを得ない場合は、拘束の理由及び方法等を利用者及びその家族に説明し同意を得た上で行うことができるものとする。

2. 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(利用資格)

第22条 施設の利用資格は、介護保険法に基づき指定介護老人福祉施設の利用資格があり、利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者、及びその他法令により入所できる者とする。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第23条 施設の利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及び身元引受人に対し、施設が定め

る当運営規程等の重要事項を記した文章を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得た上で利用契約書を締結するものとする。

(秘密の保持等)

第 24 条 施設職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。退職後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(虐待防止)

第 25 条 施設は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的  
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的  
に実施する。
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 施設は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(個人情報保護)

第 26 条 施設は、「個人情報保護に関する基本方針」「個人情報保護に関する基本規則」に則り、個人情報の取得、利用、開示、委託等を適切に行い、個人情報の保護を図るものとする。

(事業継続計画の策定等)

- 第 27 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的  
に実施するものとする。
  3. 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの  
とする。

(苦情処理)

第 28 条 施設は、利用者に提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するものとし、これに係わる窓口を設置し、事実関係の調査に基づき、改善の措置を講ずるものとする。

(職員の研修)

第 29 条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を確保することとする。

2. 施設は、全ての介護サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第30条 施設は利用者に提供したサービスに関して、明らかに施設に起因する事故等により損害を与えた場合には、損害賠償を行うものとする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第31条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第32条 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第33条 この規程の施行上必要な項目については、施設長が別に定める。

(改正)

第34条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人あそか会理事会の議決を経るものとする。

(施行)

第35条 この規程は、2024年9月1日から施行する。